

## 裁判問題について

佐野 和史

先に判決のあった地位確認訴訟の今後について意見を述べさせていただきたい。結論から言はせていただくと、本庁が控訴して裁判を継続することに小生は反対である。

先日の庭長会でも裁判

継続を再検討すべきとの意見表明があつたといふし、控訴を決議した理事会でも裁判の継続に否定的な発言もあつたと聞いてゐる。

この庭長会や理事会での裁判継続反対の意見には、それぞれ反対の理由が述べられたものと思ふが、以下に小生なりの理由を述べさせていただきたい。

原告・被告の主張点の可否や、裁判所がそれらをいかに採択、認定し今回の判決になつたかを分析し、それを基にして裁判継続の是非を論ずるのが通常の方法であり、それが、今回それを論ずることは略させていただだく。

それを論ぜずしてなぜ裁判継続に反対なのかといふと、その理由の最大のものは、この裁判が神社界にとつて不毛の裁判、有害無益なものであるからである。裁判の勝敗に関係なく、裁判継続そのものが斯界に悪影響を与へてゐると見られるからである。

原告と被告の双方にとつては、勝訴することが目標であらう。それともに、裁判の審理過程において本庁の業務処理や決定の問題点を明らかにしてゆきたいとの思惑も含まれるだらう。しかし、原告・被告のどちらが勝つにしても、神社界にと

つては損失の方が大きく、今後の神社の健全な発展に繋がるメリットはないだせない。

そもそも神社本庁といふ組織・機構の存在理由、目的はなんであったのだらうか。このことを大前提とすれば、裁判の勝敗なり、法理の適否を超えたところに本当の課題があることが知られるだらう。

「神社本庁憲章」が制定されたあと、その解説テキストが作られた。執筆の主体となつたのは当時の酒井逸雄部長（のち神宮少宮司）であったが、そのなかで憲章の第一条以降に「神社本庁は……」と始まる条項が続くが、ここにある「神社本庁」とは、中央本部やその事務局を指すのではなく、「大宝の令、延喜の式」から「大道」を継承し、「全国神社を結集」した総体としての「神社本庁」を指すことが述べられてゐる。初任神職研修での憲章解説でも、現在もこのことは継承されてゐるはずである。

中央組織としての事務局や、その前提となる宗教法人法により規定される責任役員会（理事会）等の法人機構を「神社本庁（甲）」とすれば、神国日本の伝統を継承し、道統を護持してきた総体としての神社の集合体である「神社本庁（乙）」のふたつの概念が「神社本庁（甲）」には存在することになる。

神社本庁の存在理由は、この甲と乙のどちらを基盤とするものかといへば、「乙」である。「甲」は「乙」の目的を支持充実するための手段であり、この「不文の法」（慣習法）は脈々と生きてゐる。

し、神社本来の活動の基礎となるからこそ、この盤である。

「神社本庁（甲）」が、その運営にあたつて歴史と伝統の下に培はれた教義を尊重せず、ひたすら現行法規との整合性のみを見出さない。

「甲」は現行の憲法や法人法の枠組みのなかで、その役割をはたすべきものである。

機構にすぎない。そして

「甲」は現行の憲法や法人法の枠組みのなかで、その役割をはたすべきものである。

これは相互に確乎とした信頼関係（といふより表裏一体の関係）が保たれなければその機能は喪失してしまう。そしてこの信頼関係をもたらすものは、法律的な合法性によるものだけではなく、さらには教学的ないし神学的な信念に立脚したものでなくてはならぬはずだ。

現に裁判を争つてゐる

のは「神社本庁（甲）」である。控訴やその予算措置について理事会の議を経てゐるとして、手続きに遗漏はないとしているが、「神社本庁（乙）」がめざすものとの関係において、裁判を継続する事態そのものが「教学活動」を大きく阻礙するものと思慮されるのである。

もとより、実定法の運用の上では、（ことに裁判とつなればほさうのことだが）この「神社本庁（乙）」の存在は、現行の法律的に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態にこそ、神社が「神國」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

古来、「本庁（乙）」が繼承護持してきた「不文の法」（慣習法）を、「本庁（甲）」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」である。だが、この「不文の法」（慣習法）は脈々と生きてゐる

もの（「日本の国体」を護る根幹となる堤防に内部から穴をうがつやうなもの）になりかねない。これが、裁判継続反対の理由である。

意を尽くしかねること

ろがあるが、紙面の都合もあり、本庁設立七十五周年が「価値観の分裂」を指向することこそ、わが国の神道文化を損傷す

るものの（「日本の国体」を護る根幹となる堤防に内部から穴をうがつやうなもの）になりかねない。これが、裁判継続反対の理由である。

意を尽くしかねることろがあるが、紙面の都合もあり、本庁設立七十五周年が「価値観の分裂」を指向することこそ、わが国の神道文化を損傷するもの（「日本の国体」を護る根幹となる堤防に内部から穴をうがつやうなもの）になりかねない。これが、裁判継続反対の理由である。

意を尽くしかねること

ろがあるが、紙面の都合もあり、本庁設立七十五周年が「価値観の分裂」を指向することこそ、わが国の神道文化を損傷す